

平成30年5月定例総会

平成30年5月2日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成30年度第2回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成30年5月2日(水) 午前10時から10時40分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員(10人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席議員(2人)

1番	谷岡	孝也
7番	橘	なぎさ

5.議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について(2件)
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(3件)
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約について(1件)
議案第4号 農用地利用集積計画の意見聴取について(1件)
議案第5号 その他の件について
①次回開催日
②その他

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	眞弓
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田	哲治
農林水産課農業係長	濱田	三幸
農林水産課主幹	出口	直人
事務局員	細川	美佐

会議の概要

議長（安田会長） それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開催致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。
橘委員から欠席の連絡が入っております。

局長より、一言ありませんか。

局長 おはようございます。うるさい中、今日はお集まり頂いてありがとうございます。田植えも済んで作業も一段落したところでしょうか。
今日もいっぱい議案が、最近ちょっと多いですが、それぞれの審議、よろしく願います。

議長 それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約について
議案第4号 農用地利用集積計画の意見聴取について
議案第5号 その他の件について
の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、2番岡崎委員。3番横山委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号、非農地証明の審議、2件についてを議題と致します。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局（岡田） 議案第1号 非農地証明のまずNo.1。議案書2ページについて説明いたします。

申請人は、表記の通りでございます。場所でございます。大字浦尻、字本谷、地番が149番地、地目畑、面積287㎡でございます。内容としましては、所有者が高齢のため、平成元年に耕作が放棄され、隣地から孟宗竹が繁殖して竹林になってしまった。というものであります。現況を確認しますと、孟宗竹は切っておりまして、写真の様な状況であります。場所は、浦尻の八坂神社のすぐ下の所になります。3ページ目も地図、どこから、ここから見ました、というものを付けながら説明しております。以上でございます。

議長 　ただ今の説明に関して、中山委員より補足説明がありましたらお願いします。

中山委員 　別にないですが、図面3番の3ページの写真はお宮の境内から撮った写真で、畑はちょっと、傾斜になった所で、近辺が大きな杉と、下側にも大きな杉が生えていて、上のお宮の裏の方にも大きな杉が生えています、その間の畑に孟宗竹がいっぱい生えて、それを孟宗竹を切ったという、竹の子もちょこちょこ見えていたので、生えてくるだろうと思われまます。以上です。

議長 　以上で、審議についての説明が終わりました。
これより質疑に移ります。意見のある方は挙手のうえ氏名を受けてから質問をお願いします。

ありませんか。

横山委員 　今、中山さんから説明があった様に、写真で見る限り周囲が植林になってしもうちょう中で、いたし方ないのではなかろうかと思いますが。

中山委員 　場所的に言うたら陰のところですね、日のあんまり当たらん様なところ
です。畑も傾斜になったところでした。

議長 　他にありませんか。
無いようですので、これで審議を打ち切り採決を致します。
議案第1号 非農地証明の審議No.1について
をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

全員挙手であります。よって本件は可決と致します。

議案第1号 非農地証明の審議No.2について、事務局より説明を求め
ます。事務局。

事務局
(岡田) 　4ページからでございます。議案No.2の説明をいたします。
申請人は表記の通りでございます。大字が久百々、字、字西浜屋敷、
番地が151番2、地目が畑、面積が151㎡です。151㎡黄色く下の
図の右側の黄色く囲んだ部分の説明です。昭和29年に家を建ており
まして、昭和47年に増築したような状況で、昔から家が建っている状
況で、農地としてはずっと使っていない状態で今回、非農地証明が出て
いるものであります。次の5ページ目にも状況写真を載せておりますの
でご確認ください以上です。

議長 説明が終わりました。

安田委員 これにつきましては、私も立会をいたしておりまして、今説明のように、前から以前から家が建っておりまして、それが非農地という事になって、今回非農地をお願いということで、ずっと前から農地ではない状態でありまして、これは非農地に早くすべきではなかったかというように思っております。

議長 何かご意見ありませんか。
無いようですので、以上で説明も終わりましたので、皆さんの意見も無いようですので、ここで・・・

山本委員 ちょっと待ってください。

議長 はい、意見どうぞ。

山本委員 このように農地に住宅を建てた場合、他にも色々あると思うんですけど、ずっと今までの分は、農地のままで住宅とか建てたら、その場合税金とかも関係なく、そのまま・・・。

議長 それは農地法に関しては、違法行為と私は以前、農地法の中で、やはり法に抵触するところが有りはしないかと思えますけどね。ただ知らずに来ているという様な場合にはね・・・、問題化するとなると農地法に抵触ということは、ありうると思えますけどね。

事務局 いいですか。

固定資産税は、現況課税です、現況宅地なら宅地課税。

事務局 (濱田) こうゆう建物が建っている場所が時々出てきますが、本来農地法的には違法転用です。その中で、これまでも農業委員さんの通常のパトロールの中で家が建ちだしたとか、倉庫が建ちだしたとかの状況がありましたら事務局に教えてください。そこが地目が畑なのか、普通の雑種地とか、宅地で建ててもかまわない所か見た目だけでは分かりませんので、教えていただければ、土地の情報は事務局の方で確認して、もし違反転用なら、事後になりますけれど、転用許可申請を出してもらおうとか、処理をしていきます。それでも、注意してもらえない時は、悪質として、県の方に報告して、県の県知事の方から原状回復命令というのが出される場合もありますが、通常は建ってしまっていると、取り壊してい

うこともなかなか出来ないもので、現況に合わせて事後転用の処理を地権者の方にはお願いするという形になると思います。今後もパトロールとか日々の中で、急に造成しようとか見かけたら、事務局のほうに一報いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長

他にありませんか。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決をいたします。

議案第1号 非農地証明の審議No.2について

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

全員挙手であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第2号農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について事務局より説明を求めます。

その前に、山本委員さんに関係しておりますので、退席をお願いします。

事務局
(出口)

議案書6ページをお開きください。議案第2号農用地利用集積計画、利用権の設定について説明します。

借受人、地区下ノ加江、住所氏名は記載の通りです。担当委員さんは宮上委員さんになります。認定所在地は記載の通り、地目は全て畑、面積は3筆合計で2,371㎡、作物はネギを耕作予定です。始期は、平成30年5月10日。終期は、平成35年5月9日までとなっております。10a当りの賃料は賃貸借契約で年間5,000円、現金での支払いとなります。借受人の農業経営の状況については、農作業従事日数は200日、世帯員5人の内3人が農業従事者です。なお、両親ともに農業を行っておりますが、両親とは別経営でネギの栽培は1人で行っています。雇用労働力については基本的には本人1人が行いますが、繁忙期等には臨時雇用で対応するという事です。家畜飼育はありません。農機具所有状況は、ハウス1棟、管理機1台、トリマー1台、自動車1台、洗浄機1台となっております。

7ページに航空写真、現況写真を添付しております。以上いずれも借受人は農業基盤強化法、第18条3項の要件等の抵触も無く、要件を満たしていると考えますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関して、宮上委員より補足説明がありましたらどうぞ。

宮上委員

24日の日に現地を見に行きました。菜花を栽培しておった後ですが、きれいに植えて、なかなか最近は成長しております。立派に植えちょう

と思います。以上です。

議長

以上で議案についての説明が終わりました。
これより質疑に移ります。意見のある方は挙手のうえ氏名を受けてから質問をお願いします。

中山委員

中山委員

この現況は植えちょうがですか。ネギを。

宮上委員

畝を作って、ビニールして植えてます。

中山委員

現地は植えた状態の写真ということですね。

宮上委員

そうです。

議長

他にありませんか。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決をいたします。
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の審議
をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

全員挙手であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第3号農用地利用集積計画（利用権の設定）の合意解約の報告について、議案第4号農用地利用集積計画の意見聴取について事務局より説明を求めます。事務局。

事務局
（濱田）

議案第3号、4号につきましては関連しておりますので、一括してご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画、利用権の設定の合意解約の報告についてです。当事者の別。貸人、借人は記載の通りです。担当委員さんは橘委員さんになります。が、この当該土地につきましては、平成27年に農地中間管理機構を通して利用権を設定した農地でありまして、引き続き耕作の様に共されておりますので、担当委員さんの立ち会いは行っておりません。

合意解約をする面積は3, 169㎡、それ以外、借人が経営する面積が2, 663㎡、合計5, 832㎡の経営面積です。土地の表示につきましては、土佐清水市三崎字五反切と、土佐清水市三崎字松ノ下のそれぞれの地、現況・台帳共に田です。3, 169㎡、平成30年4月18日に解約が成立しております。

合意解約の理由としましては、借り受け後2年間は水稻栽培を行ってきたが、冬に体調を崩し今年の作からは耕作を中止することとなっております。なお、解約後の耕作については関係機関と協議し、地域内の集落営農法人が耕作することで調整もついたので、合意解約することとなった。ということです。

次のページ、9ページ・10ページ。9ページには、航空写真からの位置図を示しております。右下の橋の所が旧三崎小学校から平ノ段集落に上がって行く市道です。その右手に白囲みしておりますが、ここに2筆、利用権設定された農地があります。下の10ページには、それぞれ、近景の写真も付けさせて頂いております。上の五反切の方は、すでに田植えが終わっておるところです。状況としては以上です。

次に11ページをお開きください。

議案第4号 解約農地について、農用地利用配分計画(案)についての意見聴取をお願いするものです。借受人については、地区三崎平ノ段の農事組合法人三崎です。住所、すみません記載が間違っておりまして、土佐清水市三崎2985になります。この農事組合法人の耕作を行う面積は137,100㎡。内、中間管理機構を通して利用権設定する面積は、今回の分も合わせて105,397㎡となります。利用配分計画(案)については、下の段に記載の通りです。平成27年12月9日から農地中間管理機構に貸出をしております。終期については平成37年12月8日までの10年間となっておりますので、今回の終期に付きまして、平成37年12月8日までの残存期間を農事組合法人が耕作を引き受けるという形になっております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたが、橋委員さんが欠席ですので委員の説明というのはありませんが、今の事務局の説明で審議をお願いしたいと思います。

意見のある方、ありませんか。この件につきまして、3号・4号です。

ありませんか。

これは、平ノ段、三崎の平ノ段の野老山代表以下どれくらいの人数でやりようがでしょうかね。

事務局

構成員は19名です。

議長

19名。あこは、自分ばかりしよう様に聞いたりするけん、19人おれば、皆で頑張ってやれば、楽しく出来るやろうけど、そこらあたり、自分ばかり忙しくて、しんどいように聞くので、そこらあたりえいろ

うかと思ひよったけんど。

ありませんかね他に。無いようでしたら……。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決をいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約について
議案第4号 農用地利用集積計画の意見聴取について
をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

全員挙手であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第5号 その他の件について に移ります。

次回開催日については、6月定例総会の開催日は、6月5日火曜日、
午前10時 土佐清水市役所、第1会議室といたします。これでかまいませんか。

その他、何かありませんか。事務局、何かありませんか。

事務局
(岡田)

すません、事務局から1点、4月の時にですね耕作放棄地を解消して、
農業委員会で何か行うという宿題があつてですね、芋とか花とか意見が
あつたんですが、その後、こう、いい意見がありましたらご提案頂きま
して、事務局ですり合わせをしていきたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

議長

どうですかね、まあ、前回そういうあれを受けておつたけんど、任期
が6月（7月）で終わるといふことで、新しい委員さんになるというこ
とで、そんな中で検討はしようといふことでしたが、どうですかね。

上野さん

上野委員

下川口の付近では、全部作ってくれようので空いたところが無い。空
いたところがあつても、田んぼを植えられたけん叩きに行けんとか、そ
んなところは、あいちょうけんね、もう、田んぼ植えられたら、得手が
悪い。もう、宗呂の方もほとんど植えてしもうちょうけんね。

岡崎委員

宗呂の方は田んぼという田んぼは、ほとんど植えてしもうちよります。
利用権の設定をした人がまだ植えてないくらい、今年も多面的で草刈し
よつたところも、担い手の人に言うて、何とか作ってくれんといかんの
やないか言うて、作るようにしました。

上野さんが言うたように、宗呂の下も何ヶ所か作つてないところがあ

りますが、ほとんど作ってます。下川口もそうです。ただ、貝ノ川地区は、もう国道のあたりは竹が生えちゃらね、なかなか貝ノ川は、こんまい田んぼで難しいような状態ですので、他の地区でもし国道沿いとかでいい場所があれば、そちらの方で考えていただけたらと思います。

議長 横山委員

横山委員 下ノ加江につきましては以前、取組んだ、上野一男さんが会長の時ですかね、取り組んだ。そこがそのままになって、去年多面的で草を刈って叩いてという事になっちゃ、あこだけはそのままになっちゃ。ちっさい狭地やけんね。。。。場所はコンビニからちょっと上。。。。

議長 はい、どうぞ。

委員 高岡の前のところが荒れてね、ユンボでやらないかんば草になっちゃ。あこやったら良いけど。田ノ内のね。。ユンボあったら。。。。すごいね、あこは、よいよ草。。。。排水の関係が出てくる。。。。国道沿いで条件的にはこんなところは少ないけんね。良いところはなかなか無い。

議長 はい、山本委員

山本委員 立石から下ノ加江にかけても良いところは、ほとんど、子供とかがネギに変えたり、私たちがナバナ作ったり、ほとんど作りようがですよ。後はほんまに見えんとことか、陰にで出来んとことか、あんな所はあるのですが、今度も日当たりの良くて荒れたところは、全部耕して農地に変えています。竹とかも生えちよっても下から1m位のところから切ったら枯れるがですよ。根本から切ったら枯れんそうながですけど、調べたら1mの高さで切ったら枯れるそうです。

議長 1mの高さに切って農薬やるが。

山本委員 下から1mの高さで切らんといかんが、それで竹がまだ生きちよう思うて意識して、それで自滅するらしいがですよ。下から切ったら全然ダメ強い。1mの高さやと枯れるがやけど、それより低かったら枯れにくい。そうやって農地に変えていってください。

議長

そりゃあ、良いことを聞いた。

どうしますかね。そういうような国道沿いとか、県道沿いは、各地域が耕作をしているという事であれば、ちょっと今から取得して、お願いしてというてもあれやし、今回は休んでというか。任期も途中で切れるし、新しい委員さんになったらファイト燃やしてやる、というような形で、今回は休むということで、しますか。

また、新しい委員さんが、おい、ここ国道沿いかまんかったらということで、稲植えるとか、また、花植えるという活動をして貰うという形にして、今回休むということにしますか。えいですかね。

山本委員

米というのは不可能なので無理かもしれませんが、何か他の方法で農業委員としての活動をアピール出来たらと思うがですけど、たとえば地元のものを使って、何か作ったりとか、若手の人が増えているので、農業委員と関わって指導できたりとか、何かでこうアピール出来たらと思うがですけど。

議長

どうですかね、今、すばらしい意見が出ましたけど。

山本委員

無理が掛からないように、出来る範囲で出来たらなと思います。

中山委員

今年は食育はするように計画はしちょうがですか。

議長

事務局どうですか、食育。

事務局

食育の予算は、例年通り取ってます。

議長

まあ、食育、子供たちと一緒に、餅ついたり、去年もしたわけですが。そういうあれは取っちょうと言うことですが。山本さんが言いようがは、それ以外に、委員会として、こう、他の若者とか婦人とか、そういう方々と交わう機会を作ろうと言うことですか。

山本委員

なんか、こう、今まで先輩委員さんが作り上げてきたことを、ここで休むというのは、もったいない、と思うがです。何か形として今年も活動できたらな、とは思いますがですけど、無理の掛からない範囲で。

議長

どうですかね、良いことは、良いね。そこらあたりは、事務局で検討して頂いて、どういうものが良いのか、食育というのは、一つ事務局は、計画にもってくれちょうわけで。

事務局

事務局として、次回までに素案というか、叩き台を準備して審議して頂くということで、かまいませんか。食育の方で、ちょっと検討してみようかなと。

議長

それでは、そういうことで、事務局で次の折りに、こうゆうがでやったらどうかな、もっと良い、納得がいくというか、市民にも我々の活動が分かるような線が出てくると、というような方向で一つ考えてください。

議長

他にありませんかね。事務局もありますか。
ないようですので、これをもって本日の会は閉じたいと思います。
ありがとうございました。